

3. 介護報酬算定に係る体制等に関する届出の手続き

提出書類一（別紙2）介護報酬算定に係る体制等に関する届出書＜指定事業者用＞

（別紙1）介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

15日以前に県に受理された場合 → 翌月から算定

16日以降に県に受理された場合 → 翌々月から算定

事 項	添 付 書 類
地域区分	なし
施設等の区分	通院等乗降介助を行う場合 ・ 道路運送法上の許可書の写し ・ 車検証の写し ・ 運営規程
特別地域加算	なし
共生型サービスの提供 （居宅介護事業所）	なし
共生型サービスの提供 （重度訪問介護事業所）	なし
身体介護20分未満の体制（頻回型）	運営規程 ☆身体介護20分未満体制（頻回型）の算定に係る届出書 定期巡回・随時対応サービス指定通知等または実施計画策定書
サービス提供責任者体制	勤務形態一覧表 サービス提供責任者にかかる資格証写し
中山間地域等における小規模事業所 （地域に関する状況）	なし
中山間地域等における小規模事業所 （規模に関する状況）	☆中山間地域等における事業所規模算定表
特定事業所加算 （Ⅰ）①、③～⑩ （Ⅱ）①、③～⑦、⑧or⑨ （Ⅲ）①、③～⑦、⑩ （Ⅳ）①、③～⑦、⑨～⑩ ○（Ⅴ）②～⑧	☆① 特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅳ）に係る届出書 ☆② 特定事業所加算（Ⅴ）に係る届出書 ③ 訪問介護員等の経験に応じた研修計画 ④ 情報伝達又は技術指導を目的とした会議の記録 ⑤ サービス提供責任者と訪問介護員等との連携方法がわかる書類 ⑥ 訪問介護員等の健康診断受診者名簿等 ⑦ 緊急時対応方針等を記載した文書等 ⑧ 訪問介護員等の資格証写し、職員名簿または勤務形態一覧表※特定事業所加算（Ⅴ）を算定するのであれば、備考欄等で7年以上の勤務者がどなたかわかるように記載してください。 ☆人材要件に係る資格者割合算出表※特

	<p>定事業所加算(V)の申請には不要</p> <p>⑨ サービス提供責任者にかかる資格証写し、経歴書、勤務形態一覧表</p> <p>☆⑩ 要介護度別サービス提供実績算出表</p>
<p>○認知症専門ケア加算</p> <p>(Ⅰ) ①～④</p> <p>(Ⅱ) ①～⑥</p>	<p>① 認知症専門ケア加算算定表</p> <p>② 認知症介護実践リーダー研修等の修了書の写し</p> <p>③ 勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1)</p> <p>※算定を開始する月の勤務予定表</p> <p>④ 認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導を目的とした会議の記録</p> <p>⑤ 認知症介護指導者養成研修等の修了書の写し</p> <p>⑥ 訪問介護員等の認知症ケアに関する研修計画</p>
<p>介護職員処遇改善加算</p>	<p>算定しようとする前々月の末日までに介護職員処遇改善計画書を提出する必要があります。</p>

※ ☆は、記載様式があります。

※ 上記に掲げる以外にも確認のために書類等の提出を求める場合があります。

※ ○印は創設された加算あるいは算定要件が変更された加算となります。

※ 新たに算定する場合や要件の変更に伴う算定不可となる場合は届出が必要となります

※ 既存の加算で新たに算定する場合等についても今回改正に伴う項目と併せて届け出てください。

認知症専門ケア加算 算定表【訪問介護】

前3月の実績の平均

算定日の属する月の前3か月の1か月あたりの実績の平均については、利用者実人員数または利用延人員数により算出すること。

※直近3か月の状況を毎月記録し、継続的に所定の割合を維持しなければならない。

※所定の割合を下回った場合は、速やかに届出を行うこと。

	利用者の総数 (要支援者は含めない)	日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ またはMの利用者数
月		
月		
月		
合計	0	0

【B】／【A】 (≥50%)

1月当たりの平均	【A】	0.0	【B】	0.0
----------	-----	-----	-----	-----

【算定要件】

認知症専門ケア加算(Ⅰ)を算定する場合は①～③、認知症専門ケア加算(Ⅱ)を算定する場合は①～⑤をみたすこと。

①算定日が属する月の前3月の利用者実人員数または利用延人員数のうち、認知症の者(*)の占める割合(1月当たりの実績の平均)が50%以上

* 認知症の者とは、日常生活自立度のランクⅢ、ⅣまたはMに該当する者を指す。

②認知症介護実践リーダー研修修了者等を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20名未満の場合は1名以上、20名以上である場合には、1に当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、専門的な認知症ケアを実施すること

③事業所の従業員に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議の定期的な開催

④認知症介護指導者養成研修修了者等を一名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等の実施

⑤介護員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施又は実施を予定すること。